

## 富山大学大学院医薬理工学環 博士後期課程 学位論文評価基準

令和6年1月24日制定

### (審査体制)

1. 学位論文予備審査における予備審査委員及び学位論文審査における審査委員は、3人以上により構成する。
2. 予備審査委員長は、主指導教員以外の学位論文予備審査委員から選出する。
3. 主査は、主指導教員以外の学位論文審査委員から選出する。

### (審査方法)

1. 博士の学位を申請しようとする者は、主指導教員の許可を得て、学位論文予備審査申請を行う。
2. 医薬理工学環委員会は、学位論文予備審査委員を選出する。
3. 学位論文予備審査申請者は、学位論文の発表を行い、質疑応答を行う。学位論文予備審査委員は、発表及び質疑応答に基づき、学位論文予備審査を行う。
4. 学位論文予備審査終了後、医薬理工学環委員会において学位論文審査への移行の可否を審議する。審議の結果、学環長が学位論文審査へ進むことを可とした者は、学位論文審査申請を行う。医薬理工学環委員会は、学位論文審査委員を選出する。
5. 学位論文審査委員は、学位論文審査及び試験を行う。

### (評価項目)

1. 法令・研究倫理の遵守
  - ・研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること
  - ・必要に応じ、関連する委員会の承認を得ていること
2. 学位論文の体裁
  - ・学位論文題目が内容を適切に説明していること
  - ・明解で論理的な構成がとられていること
  - ・関連の先行研究を適切に引用していること
3. 研究目的
  - ・薬科学／神経科学／医工学領域あるいは関連領域における研究の背景と目的が記述されていること
4. 研究方法
  - ・目的に沿った方法であること
  - ・研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること

## 5. 研究成果

- ・新規性・独創性があること
- ・結果が明確に記述されていること
- ・得られた結果に基づいて、整合性・説得性のある結論が導かれていること
- ・学術的または社会的な意義を有すること

### (評価基準)

上記の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって、博士の学位論文として合格とする。